

鹿屋市有機農業推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 有機農業の推進に関する法律（平成18年法律112号）第3条に規定する基本理念にのっとり、本市の農業特性を踏まえ、有機農業の生産拡大等に向けた基本的な方向性を検討し、課題解決等に向けた鹿屋市有機農業推進方針を作成し、有機農業の推進を図るため、鹿屋市有機農業推進協議会を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議する事項)

第2条 協議会は次の事項について検討等を行う。

- (1) 鹿屋市有機農業推進方針の作成に関すること。
- (2) 有機農業の振興に関すること。
- (3) 有機農業の推進に向けた関係機関・団体等との連携に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 生産者（農業者）
- (3) 流通・販売・実需者（JA、量販店等）
- (4) 有機JAS認証機関
- (5) 関係行政機関
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(運営)

第4条 協議会に協議会を進行する会長を置き、会長は、学識経験者をもって充てる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 協議会の参加者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、農林商工部農政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。